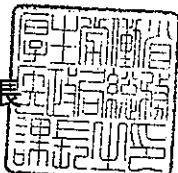


医総発 0321 第 1 号
平成 23 年 3 月 21 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



平成 23 年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の
地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震、同月 12 日の長野県北部の地震
及び同月 15 日の静岡県東部の地震（以下「東北地方太平洋沖地震等」という。）
に伴う医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326
号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の取扱いについて、都
道府県等からお問い合わせがあった事項で、他の都道府県等にも周知する必要
があると考えられる事項について、下記のとおりまとめましたのでお知らせいた
します。これらの取扱いについては、被災地の医療提供体制を確保するため
の一時的なものであるので、通常の手続きを行うことが可能となった場合又は
通常の手続きを行うことが可能となった場合以後にこれらの取扱いが常態化す
る場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいた
します。

なお、今般、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定
非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第
19 号）が平成 23 年 3 月 13 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律
(平成 8 年法律第 85 号) の規定の一部が、東北地方太平洋沖地震による災害に
適用されることとなったことを受け、当該法律の規定のうち医療提供体制に係
る事項について、今後通知する予定ですので、ご留意ください。

記

- 1 東北地方太平洋沖地震等により、病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の建物の全部又は一部が破損し、医療の提供が不可能な場合におい
て、これに代替する建物（仮設建物を含む。）又は建物内の他の部分において
一時に医療の提供を継続しようとする場合には、医療法第 7 条又は第 8 条

東京都

23.3.28

の規定に基づく医療機関の開設に係る許可又は届出は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

また、その場合において、病院等の開設者が事前に当該建物等の安全を十分に確認するときには、同法第27条の規定に基づく使用前検査及び使用許可の手続きについても同様に適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

2 東北地方太平洋沖地震等による患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出は省略して差し支えないこと。

3 東北地方太平洋沖地震等により、現に入院医療の必要な患者がいるものの、近隣の病院又は診療所の受入体制が十分でない等の緊急時においては、医療法施行規則第10条に規定される「臨時応急」の場合であることから、同条第1号及び第2号の規定に関わらず定員以上に患者を入院させること及び病室以外の場所に患者を入院させることは、認めて差し支えないこと。また、同条第3号に規定される病床の種別に関わらず、患者を入院させて差し支えないこと。

4 東北地方太平洋沖地震等の避難所等において巡回診療を行う必要がある場合については、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」(昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知)における取扱いに関わらず、実施計画を適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

また、同様に東北地方太平洋沖地震等の避難所において医師個人が巡回診療を行う場合は、避難所等における医療提供体制の実情に鑑み、必要性が高い場合においては、上記取扱いの下で実施することとして差し支えないこと。

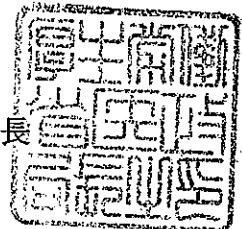
5 東北地方太平洋沖地震等により病院又は療養病床を有する診療所の医師その他の従業者(以下「医師等」という。)が、被災したこと又は被災地を通行できないことによって勤務できない場合には、当面の間、当該医師等を医療法施行規則第19条、第21条の2又は第22条の2に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。

6 東北地方太平洋沖地震等により病院等の開設者が被災又は当該被災地で医療活動に従事するため、被災前の病院等の休止の届出を行うことできないときは、当該届出を省略して差し支えないこと。

医政発 0317 第 22 号
平成 23 年 3 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について（通知）

「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号）が（別添 1）のとおり、平成 23 年 3 月 13 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）（別添 2 参照）の規定の一部が、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなりました。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件」（平成 23 年 3 月 17 日厚生労働省告示第 56 号）が（別添 3）のとおり、平成 23 年 3 月 17 日付けで公布され、同日から施行されました。

これらに伴う厚生労働省医政局所管の法令の適用に係る留意点は下記のとおりですでの御了知の上、適切な対応方御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

- 1 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 39 号）附則第 3 条第 2 項の規定に基づく衛生検査技師免許の申請の期間の満了日を平成 23 年 8 月 31 日に延長した。

東京都
23.3.28
厚生医政第
福祉保健局医療政策部
医療政策課

- 2 1のほか、厚生労働大臣は、その所管する法令上の事務に関し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者であつて、理由を記載した書面によりその特定権利利益（法第3条第1項参照）に係る満了日の延長の申出を行つたものに対して、平成23年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかつた場合の責任の免除について

- 1 法令に基づき平成23年3月11日から平成23年6月29日の間に履行期限が到来する義務が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかつた場合において、当該義務が平成23年6月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかつたことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものも含む。）は問われない。（法第4条第2項）
- 2 厚生労働省医政局所管の法令に係る義務のうち、法第4条第2項の規定の適用を受けるものとしては、例えば次のようなものが挙げられる。なお、各々の法令上の義務に係る法第4条第2項の適用の可否について疑義が生じた場合には、法令に基づく担当窓口に照会されたい。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）関係
病院等の開設等の届出義務（第8条、第8条の2第2項、第9条）
医療法人の事業報告書等の届出義務（第52条第1項）
医療法人の清算人による公告義務（第56条の8第1項）
医療法人合併認可後の財産目録及び貸借対照表作成義務（第58条第1項）
医療法人の清算人による公告義務（第56条の8第1項）
- (2) 医師法（昭和23年法律第201号）関係
臨床研修プログラム変更等の届出等の義務（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第4条及び第9条）
- (3) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）関係
衛生検査所の登録の変更等の届出義務の免責（第20条の4第3項）
- (4) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）関係
歯科技工所の開設の届出義務（第21条）
- (5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）関係
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所の開設の届出義務（第9条の2）

- (6) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）関係
柔道整復師の施術所の開設の届出義務（第19条）

第3 医療法人に係る破産手続開始の決定の留保について

- 1 特定非常災害により債務超過となった医療法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間（平成25年3月10日まで）破産手続開始の決定をすることはできない。（法第5条）

以上



(号外) 独立行政法人国立印刷局

本号で公布された法令のあらまし

政 令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第十九号)

御名 御璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第十九号)
(内閣府本府)

1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした。

- 2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
(一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置
(二) 期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置
(三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

内閣は、特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第二項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

(延长期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則

内閣総理大臣 菅 直人
総務大臣 片山 普博
法務大臣 江田 五月

○特定非常災害の被害者の権利
利益の保全等を図るための特
別措置に関する法律

益に係る満了日の延長、履行されなかつた義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第二百十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(平成八年六月十四日)
法律第八十五号

(平一六法七六・平一六法一一・一部改正)
定非常災害及びこれに対し適用すべ

第一条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利

第十九編 災害対策（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律）

三

係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延长期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

- 2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
- 3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延长期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
- 4 延长期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延长期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

- 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由があ

る場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(平一法二六〇・一部改正)

(期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るもの）を含む。（以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができることとする。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日

前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期

限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

A 「日法八九一八・九」
㊭

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかつた場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置）

第五条 特定非常災害によりその財産をもつて債務を完済することができなくなつた法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対し破産手続開始の申立てがあつた場合に

おいて、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなつたとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができ

できない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第七条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応するに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするととも、同様とする。

(施行期日等)

(平一六法一一・追加)

附 則

抄

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、

A 「日法八九一八・九」 ⑤

の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平九法五〇・平一四法八五・平一六法六七・平一八法九二・平二〇法四

○・一部改正)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応するに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするととも、同様とする。



印刷局・独立行政法人国立印刷局

- 日本國に帰化を許可する件
(同二二六)
- ガーナ共和国政府に対する贈与に関する日本國政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件
(外務八一)
- 食糧援助に関する日本國政府とコモロ連合政府との間の書簡の交換に関する件
(同八二)
- 開税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のスウェーデン王国による廃棄に関する件
(同八三)
- CADトレース技能審査の認定法人等の事務所の所在地を変更する件
(厚生労働五五)
- 人事院規則二〇一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則
(同二五二四一八)
- 人事院規則二五二一五(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部を改正する人事院規則
(同二五一四一一八)
- 特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に因し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件
(同五六)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての登録認定機関の登録の失効に関する件
(農林水産六二〇)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件
(同六二二)
- 保安林の指定を解除する件
(同六二二一六三七)
- 戸籍が滅失した件
(法務一二四)
- 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件
(同二二五)

〔告 示〕

〔規 則〕

〔目 次〕

- 船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件
(同二七三二七六)
- 都市計画に関する件
(同二七七)
- 都市公園の供用を開始する件
(同二七九)
- 都市計画に関する件
(北陸地方整備局八一)
- 都市計画に関する件
(近畿地方整備局五九)
- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
(同六〇一六四)
- 道路に関する件
(同六五一六七)
- 都市計画に関する件
(中国地方整備局三四)
- 道路に関する件
(九州地方整備局五三、五四)
- 都市計画に関する件
(同五五)
- 官 報
- 諸 事 項

- 内閣 外務省
 - 〔官厅報告〕
 - 〔人事異動〕
 - 〔国会事項〕
 - 官 報
 - 諸 事 項
- 七
- 五
- 六
- 四
- 三
- 二
- 一
- 十
- 九
- 八
- 七
- 六
- 五
- 四
- 三
- 二
- 一

官 報	財 团	司 法 書 士 懲 戒 处 分 関 係	〔資 料〕
裁 判 所	相 繼	公 示 催 告、失 踪、除 権 决 定、	〔船 舶 安 全 法 第 六 条 ノ 四 第 一 項 の 規 定 に 基づき、型 式 承 認 を し た 件〕
地 方 公 共 団 体	破 産	免 責、復 権、特 別 清 算、再 生	〔同 二 七 三 二 七 六〕
教 育 職 員 免 許 状 失 効 関 係	関 係	〔同 二 七 七〕	〔機 械 受 注 統 計 調 査 報 告 (平 成 二 十 三 年 一 月) (寒 總) (内 閣 府)〕
会 社 そ の 他			

3	贈与の供与期限 平成二十三年三月二十一日	4 署名者	日本側 川口哲郎在モモロ大使 モモロ側 ファーミ・サイード・イブラヒム外務・協力大臣	まで
住所 東京都江戸川区宇田町135番地8 鶴舎 昭和44年11月19日生	住所 東京都板橋区大山金井町54番15-304号 陳勇 昭和48年4月24日生	住所 東京都足立区島根1丁目1番13-204号 王越非 昭和50年6月17日生	住所 千葉県船橋市本中山4丁目4番3-606号 賀屋辰 昭和54年4月21日生	○外務省告示第八二三号 スウェーデン王国政府は、次の条約及び認定書を廃棄する旨を平成二十三年一月十三日にベルギー王国政府に通告した。
住所 佐賀県鳥栖市藤木町2238番地18 安藤惠 昭和45年6月10日生	○外務省告示第八二四号 平成二十二年三月7日生	一 明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」(昭和二年十二月十六日にブリュッセルで署名された)、「千八百九十年七月五日プラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」(関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調査を修正する認定書)が作成され、この廃棄は、平成二十九年四月二日にスウェーデン王国について効力を生ずる。(平成二十三年一月十日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書)	平成二十三年三月十七日	外務大臣 松本 靖明
住所 千葉県船橋市本中山4丁目4番3-606号 賀屋辰 昭和54年4月21日生	○外務省告示第八二五号 平成二十三年三月7日生	二 平成二十三年三月十七日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書	平成二十三年三月十七日	外務大臣 松本 靖明
署名者 日本国側 片上慶一在ガーナ大使 ガーナ側 アルハジ・ムハマド・ムムニ外務 平成二十三年三月十七日 外務大臣 松本 靖明	○厚生労働省告示第五十五号 技能審査認定規程(昭和四十八年労働省告示第五十四号)第一条第一項の規定により平成九年三月十八日付けで認定したCADトレース技能審査を実施第二項の規定により事務所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同規程第十条第一項の規定に基づき告示する。	一 変更前の認定法 東京都文京区 二 认定法の法人等の事務所の所在地 東京都新宿区 三 変更の時期 平成二十三年三月十七日	平成二十三年三月十七日	厚生労働大臣 細川 律夫
1 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の規定による特定の被災者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第一項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長の間に行われた。 2 ○外務省告示第八二二号 平成二十三年三月一日にモロコシで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモロコシ連合政府との間に行われた。 1 援助の目的及び内容 千九百九十九年の食糧援助規約に連関して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入 2 贈与額 一億四千万円	○厚生労働省告示第五十六号 特定被災区内に保険医療機関又は保険薬局を有する者は、平成二十三年八月三十一日とする措置を次のように指定する。	一 変更前の認定法 東京都文京区 二 変更後の認定法 東京都新宿区 三 変更の時期 平成二十二年九月二十七日	平成二十二年九月二十七日	厚生労働大臣 細川 律夫
対象となる特定権利利益	対象者			

職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	定に基づく有料の職業紹介事業の許可	児童福祉法(昭和二十一年法律第六百六十四号)第六条の三第二項の規定に基づく養育里親名簿への登録	児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく障害児施設給付費の支給	食品衛生法(昭和二十一年法律第二百三十二号)第十三条第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認(特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る)	食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく營業の許可(特定被災区域内に在る營業所に係るものに限る)	旅館業法(昭和二十三年法律第三百二十八号)第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受ける地位の承認(特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十号)第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十号)第四十五条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者(向精神薬輸入業者又は向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは營業所又は店舗に係るものに限る)	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者(向精神薬輸入業者又は向精神薬使用業者若しくは向精神薬卸売業者免許(特定被災区域内に在る向精神薬卸売業者若しくは向精神薬業者小売業者に係るものに限る)	毒物及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者(向精神薬輸入業者又は向精神薬使用業者若しくは向精神薬業者小売業者に係るものに限る)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十号)第四十五条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者(向精神薬輸入業者又は向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬業者小売業者に係るものに限る)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十号)第四十五条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者(向精神薬輸入業者又は向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬業者小売業者に係るものに限る)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十号)第四十五条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者(向精神薬輸入業者又は向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬業者小売業者に係るものに限る)
薬事法第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業者の認定	薬事法第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業者の認定	薬事法第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業者の認定	薬事法第十三条第一項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業者の認定	特定被災区域内に有する者(平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く)	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者
事務所を有する者(平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く)	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に有する者(平成二十三年四月九日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く)	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者

特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者
薬事法第三十九条第一項の規定に基づく高専理医療機器又は特定被災区域内に在る營業所に係るものに限る。)の許可(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	保育管理第三十九条第一項の規定に基づく高専理医療機器又は特定被災区域内に在る營業所に係るものに限る。)	保育管理第三十九条第一項の規定に基づく高専理医療機器又は特定被災区域内に在る營業所に係るものに限る。)	保育管理第三十九条第一項の規定に基づく高専理医療機器又は特定被災区域内に在る營業所に係るものに限る。)
薬事法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	薬事法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	薬事法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	薬事法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機関の修理業の許可(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)
薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配達販売業を除く。)の許可(特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。)	薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配達販売業を除く。)の許可(特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。)	薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配達販売業を除く。)の許可(特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。)	薬事法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配達販売業を除く。)の許可(特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。)
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)第四条に規定する特別給付金を受ける権利の成立の請求	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)第四条に規定する特別給付金を受ける権利の成立の請求	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)第四条に規定する特別給付金を受ける権利の成立の請求	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)第四条に規定する特別給付金を受ける権利の成立の請求
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(特定被災区域内に在る營業所に係るものに限る。)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(特定被災区域内に在る營業所に係るものに限る。)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(特定被災区域内に在る營業所に係るものに限る。)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(特定被災区域内に在る營業所に係るものに限る。)
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五条第一項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五条第一項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五条第一項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五条第一項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律(平成六年厚生省令第六十三号)第十三条第一項の規定に基づく自立支援金の支給の申請	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律(平成六年厚生省令第六十三号)第十三条第一項の規定に基づく自立支援金の支給の申請	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律(平成六年厚生省令第六十三号)第十三条第一項の規定に基づく自立支援金の支給の申請	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律(平成六年厚生省令第六十三号)第十三条第一項の規定に基づく自立支援金の支給の申請
介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第四十一条第一項の規定に基づく指定居宅介護事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第四十一条第一項の規定に基づく指定居宅介護事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第四十一条第一項の規定に基づく指定居宅介護事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第四十一条第一項の規定に基づく指定居宅介護事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)
介護保険法第四十二条の二第一項の規定に基づく指定地域介護事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第四十二条の二第一項の規定に基づく指定地域介護事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第四十二条の二第一項の規定に基づく指定地域介護事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第四十二条の二第一項の規定に基づく指定地域介護事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)
介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定
介護保険法第五十条第一項第三号の規定に基づく指定地域密着型医療施設の指定	介護保険法第五十条第一項第三号の規定に基づく指定地域密着型医療施設の指定	介護保険法第五十条第一項第三号の規定に基づく指定地域密着型医療施設の指定	介護保険法第五十条第一項第三号の規定に基づく指定地域密着型医療施設の指定
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)

○農林水産省告示第六百二十号 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十五号)第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。 平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野道彦	○農林水産省告示第六百二十一号 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十五号)第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。 平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野道彦
(1) 登録更新年月日及び登録更新番号 平成二十二年十一月三十日 第八十五号 二 登録認定機関の名称及び住所 石川県 石川県金沢市一丁目一番地 認定を行う区域 石川県 認定を行う事業所の所在地	(1) 登録更新年月日及び登録更新番号 平成二十二年十一月三十日 第八十五号 二 登録認定機関の名称及び住所 石川県 石川県金沢市一丁目一番地 認定を行う区域 石川県 認定を行う事業所の所在地
三 登録認定機関が認定を行う農林物資の種類 有機農産物	三 登録認定機関が認定を行う農林物資の種類 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成二十三年三月十七日 農林水産大臣 鹿野道彦
四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行 う登録認定機関の事業所の所在地 山本町辻字竹谷五〇四〇の一六 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の 防備	四 登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行 う登録認定機関の事業所の所在地 山本町辻字竹谷五〇四〇の一六 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の 防備
五 保安林として指定された目的 土砂の流出の 防備	五 保安林として指定された目的 土砂の流出の 防備